

益田市老朽危険空家等除却支援事業の補助対象となる建築物

○ 補助の対象となる老朽危険空家等

(1) 1年以上居住その他の使用がされておらず、かつ、今後も使用される見込みがない建築物

(2) 次に掲げる「老朽危険空家」又は「老朽空家」のいずれかに該当するもの

① 「老朽危険空家」の場合

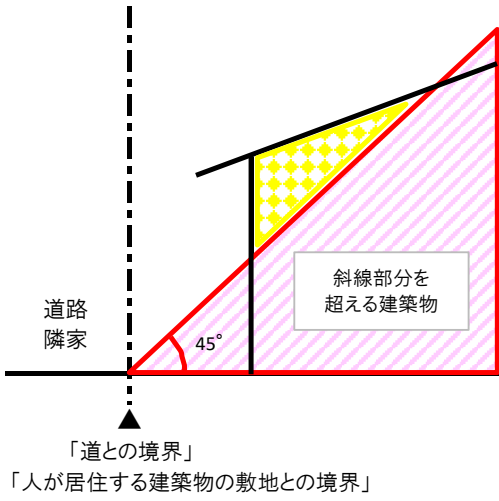
- イ. 主として居住の用に使用する建築物（併用住宅においては延べ面積の2分の1以上を居住の用途に使用するもの）
- ロ. 主たる構造が木造または鉄骨造の建築物
- ハ. 補助金交付要綱の別表第1に定める基準において、「空家の不良度・危険度」の評点の合計が100点以上である建築物
- ニ. 建築物の軒の高さが、建築物の敷地内の位置と隣地（人が居住する建築物が存在するもの）との境界線または道（一般の交通の用に供するもの）との境界線の距離を超える建築物（※下図参照）

② 「老朽空家」の場合

- イ. 昭和56年5月31日以前に建築された建築物(老朽危険空家に該当するものを除く)
- ロ. 次のいずれかに該当する建築物であるもの
 - ①.建築物で居室（建築基準法第2条第4号に定めるものをいう。）を有するもの
 - ②.①に附属する納屋、倉庫、車庫等（登記簿、固定資産税台帳に記載されているものに限る。）であり、延べ床面積が30㎡以上のもの
 - ③.①又は②と同等であるものとして、市長が認めるもの
- ハ. 主たる構造が木造または鉄骨造の建築物
- ニ. 補助金交付要綱の別表第1に定める基準において、「空家の不良度・危険度」の評点の合計が40点以上である建築物
- ホ. 建築物の軒の高さが、建築物の敷地内の位置と隣地（人が居住する建築物が存在するもの）との境界線または道（一般の交通の用に供するもの）との境界線の距離を超える建築物（※下図参照）

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項に規定する命令を受けていない建築物

補助対象



補助対象外

